

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）は、指定公共機関に対して、新型インフルエンザ等が発生したときに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じることを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対して、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である九州旅客鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

九州旅客鉄道株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策の業務内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、安全輸送の確保を最優先として、社員等の欠勤率に応じた運行体制の実施に努めるものとする。
- ・社員等の感染状況の把握に努めるとともに、前節の内容に関する業務等を実施するために必要な人員の確保に努めるものとする。

(2) 感染対策の検討及び実施

関係行政機関や他鉄道事業者と連携して、お客さまに対してマスク着用による咳エチケットの徹底等、感染拡大防止への協力の呼びかけに努めるものとする。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務としての当社の対応等について協議するため、九州旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

(2) 情報収集及び共有体制

平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

3. その他

(1) 教育及び訓練の実施

- ・ 平時から、正しい知識を習得し、社員等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- ・ 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(2) 計画の見直し

- ・ 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとする。
- ・ 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。